

新患者4人 の審査諮問

水俣病審査会

県公害課は先月十九日、水俣病患者審査会で新たに水俣病患者に認定された五人のうち一任派患者四人の症状審査を、このほど水俣病審査会に諮問した。

水俣病補償処理委員会がさきに一任派患者にあつた旋した生存者補償の基準は、症状の度合いによつて四段階に分かれている。このため新たに認定された四人の患者が補償を受けるとすれば、その前にランク付けをしなければならず、患者の申し出によつて県が諮問したものの。同審査会では、徳臣熊大教授ら臨床医師が中心になって、四人の症状を判定する。